

随意契約理由書

1 案件名称

天王寺動物園ペンギン・アシカ舎建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 大建設計

3 随意契約理由

当該工事における工事監理は、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社大建設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉長原東第4住宅39・40号館建設工事 設計業務委託2

2 契約の相手方

株式会社小河建築設計事務所

3 随意契約理由

本設計業務は、「長吉長原東第4住宅39・40号館建設工事 設計業務委託」の見直し設計を行うものであり、上記業者は平成30年度に実施設計図面の作成を行い完了している。

現在工事中である「長吉長原東第4住宅39号館建設工事」の道路協議の中で、将来的に当該道路を道路管理者である建設局に移管することを見据え、舗装種別の変更が必要となったため、舗装設計の追加及び移管予定道路の実設計見直しを行う。

本業務は既に完了している実施設計図面に沿って業務を行うこととなり、当初の受注者へ委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となる。また、株式会社小河建築設計事務所であれば、設計内容を熟知しており、屋外図面データなども保有しているため、これを活用することにより効率的に業務を行うことができるため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 建設設計グループ（電話番号 06-6208-9256）

随意契約理由書

1 案件名称

真田山プール天井改修設備工事外2施設監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 中井システム企画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9624)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲障がい者スポーツセンター天井改修設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

有限会社 中井システム企画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社 中井システム企画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課

(電話番号 06-6208-9624)

随意契約理由書

1 案件名称

公共施設の用途転用に伴う必要耐力の保有状況調査等検討業務委託3

2 契約の相手方

株式会社キンキ総合設計

3 随意契約理由

本業務は、令和元年度に実施した「公共施設の用途転用に伴う必要耐力の保有状況調査等検討業務委託」（以下「当初検討業務委託」という。）、令和2年度に実施した「公共施設の用途転用に伴う必要耐力の保有状況調査等検討業務委託2」（以下「令和2年度業務委託」という。）の詳細検討業務を行うものである。

当初検討業務委託では、市設建築物の用途を転用し、新たな用途で利活用している施設の必要耐力の保有状況調査や補強計画等の検討を行った。結果、市設建築物はその用途に特化して建築されているため、用途転用にあって平面計画の自由度が低いことが判明した。平面計画の自由度を高めるためには、既存の壁撤去の可否が大きく影響するものであることから、令和2年度業務委託では、転用後の用途や積載物・利用人数を制限する等、積載荷重の低減等の一定条件を前提としたうえで、補強計画案を作成した。

令和2年度業務委託で作成した補強計画案は、構造にかかる基本的な改修方針を示すものであることから、本業務においては、民間事業者への貸付による用途転用を行う場合に、平面計画の自由度を高め、より柔軟な活用が行えるよう、補強計画案をもとに市設建築物の所有者としての本市の役割を整理するとともに、本市が行う改修にかかる意匠や設備を含めた構造の詳細検討を行う。

本業務では、当初検討業務委託の構造モデルを活用して令和2年度業務委託で作成した補強計画案をもとに詳細検討を行うことから、構造モデルや補強計画案を熟知している必要がある。また、建築基準法や耐震改修促進法をはじめとする様々な構造関係規定の知見やノウハウをもって、的確かつ幅広い視点から詳細検討等を行う、非常に難易度の高い業務である。

上記業者は、当初検討業務委託および令和2年度業務委託の受注者であり、当初検討業務委託で検討した施設の構造、令和2年度業務委託で検討した補強計画案に精通しているうえ、本業務において実施する詳細検討等を行うための技術力を有する唯一の業者である。また、当初検討業務委託および令和2年度業務委託の受注者に委託することで業務が一元化され、責任の所在が明確となることから、上記業者と随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部公共建築課企画設計グループ（電話番号 06-6208-9324）

随意契約理由書

1 案件名称

もと浅香東保育所解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社公共建築設計監理企画室

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社公共建築設計監理企画室は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

弘済中学校増築その他工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社真鍋建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

海老江西小学校昇降機設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

フジテック (株)

3 随意契約理由

本業務委託は、市民利用施設（学校）に設置されている昇降機の保守点検業務である。市民利用施設においては、昇降機の利用が不可欠であり、よりの確な保守点検、整備が求められる。

昇降機の閉じ込め等のトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが重要であるが、不具合等不測による重大な事態が生じる場合がある。その際、エレベーターは、利用者の安全を守るために安全装置が動作して自動停止し、搭乗者はエレベーター内で外部からの救出を待つことになる。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、製造業者でなければ知り得ない調整方法によるメンテナンスを行う必要がある。

上記業者は、当該設備を納入した製造業者であり、現在に至るまで同施設の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っている。

以上により安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2334）

随意契約理由書

1 案件名称

加美神明第2住宅1号館設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株)上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

赤川住宅1号館設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株) 日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株) 日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

玉造小学校昇降機設備保守点検業務委託 長期継続

2 契約の相手方

三精テクノロジーズ (株)

3 随意契約理由

本業務委託は、市民利用施設（学校）に設置されている昇降機の保守点検業務である。市民利用施設においては、昇降機の利用が不可欠であり、よりの確な保守点検、整備が求められる。

昇降機の閉じ込め等のトラブルは、利用者に不安や苦痛を与えるため、極力少なくすることが重要であるが、不具合等不測による重大な事態が生じる場合がある。その際、エレベーターは、利用者の安全を守るために安全装置が動作して自動停止し、搭乗者はエレベーター内で外部からの救出を待つことになる。

早急な救出や復旧のためには、電子化された制御系から素早く故障前後の運行記録・履歴などのデータを取り出し、原因分析による故障部位の特定、特定後の部品手配と取替、復旧時の安全確認など、製造業者でなければ知り得ない調整方法によるメンテナンスを行う必要がある。

上記業者は、当該設備を納入した製造業者であり、現在に至るまで同施設の保守点検を実施し、予防保全的整備を全て行っている。

以上により安全性の確保及び製造業者責任と保守責任の一元化を図ることができる唯一の業者である。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局企画部施設整備課（電話番号 06-6633-2334）

随意契約理由書

1 案件名称

木場住宅5～8号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 土屋総合設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 土屋総合設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

京橋水質観測局解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社建築環境計画

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社建築環境計画は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

高松住宅1号館設備工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 上坂設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、本監理業務委託についてプロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 上坂設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においても、プロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)

随意契約理由書

1 案件名称

南方住宅1号館第2期建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

㈱公共建築設計監理企画室

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

㈱公共建築設計監理企画室は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

市設建築物の持続可能な整備手法に関する検討調査業務委託

2 契約の相手方

株式会社 昭和設計

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、幅広い建築技術の観点からの企画提案・検討が必要なため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社昭和設計は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、今回の業務委託先として一定程度の技術力等の能力を有しており、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 ファシリティマネジメント課 ファシリティマネジメントグループ
(電話番号 06-6208-9376)

随意契約理由書

1 案件名称

北加賀屋駅自転車駐車場改修工事外3件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 壇建築計画事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 壇建築計画事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7844)

随意契約理由書

1 案件名称

姫島幼稚園遊戯室棟解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

(有)岡田建築設計事務所

3 随意契約理由

当該工事における工事監理は、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

有限会社岡田建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ

(電話番号 06-6208-9354)

随意契約理由書

1 案件名称

長吉六反東住宅11・14号館解体撤去工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 カナヤ建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 カナヤ建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9248)

随意契約理由書

1 案件名称

萩之茶屋北公園公衆便所設置工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社新大阪設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社新大阪設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 公共建築課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9355)

随意契約理由書

1 案件名称

鶴町第6住宅1号館建設工事監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 コスモ設計室

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 コスモ設計室は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 工事グループ
(電話番号 06-6208-9247)

随意契約理由書

1 案件名称

旧桜宮公会堂フェンス改修工事外3件監理業務委託

2 契約の相手方

株式会社 真鍋建築設計事務所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や検査・業者指導等の監理能力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

株式会社 真鍋建築設計事務所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 企画部 施設整備課 (本庁)

(電話番号 06-6208-7844)

随意契約理由書

1 案件名称

西三国第2住宅1号館設備工事設計業務委託

2 契約の相手方

(株)日本設備総合研究所

3 随意契約理由

本業務を遂行するにあたっては、技術力や構想力を必要とするため、プロポーザル方式により受注者の選定を行った。

(株)日本設備総合研究所は、実績と技術力等を考慮し精査を行った結果、最も高い得点の事務所であり、都市整備局契約事務評価会議においてもプロポーザルの結果は妥当であるとの意見であったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

都市整備局 住宅部 建設課 設備グループ (電話番号 06-6208-9386)